
日本・EU 経済連携協定 (EPA)

新たな日EU関係強化への歩みと展望

渡邊 頼純

Watanabe Yorizumi

はじめに

2014年5月7日午前10時30分から共同記者会見を挟み約3時間半、欧州連合 (EU) の「首都」とも言えるブリュッセルで、第22回日EU定期首脳協議が開催された。安倍晋三首相は、ゴールデンウィークの国会休会期間を利用して、ドイツ、英国、ポルトガル、スペイン、フランス、ベルギーの6カ国を訪れ、経済協力開発機構 (OECD) 閣僚理事会での基調講演等を行なった。その締め括りとして欧州統合の中心となっているブリュッセルでEUとの定期首脳協議に臨んだ。

EU側からはファン・ロンパイ欧州理事会議長ならびにバローゾ欧州委員会委員長らが出席したが、日EU首脳は、(1)経済分野、(2)安全保障分野、(3)「女性が輝く社会」の実現を含むグローバルな利益の増進—の3つの分野で具体的な協力を促進することで一致した。

なかでも経済分野では、両首脳は日EU経済連携協定 (EPA) 交渉が着実に進展していることを評価し、包括的にしてかつ高いレベルのEPAを早期に締結することの重要性について見解の一致をみた。また、安倍首相から「アベノミクス」の現状、特に日本の経済再生と財政健全化の両立に向けた取り組みを説明した。EU側からは、欧州経済は改善しているが、まだ十分というわけではなく、さらなる財政・構造改革が必要である旨述べるとともに、日本の経済・財政政策に対する肯定的な評価が示された⁽¹⁾。

安倍首相はこの欧州歴訪に先立って、その前の週にはアメリカのオバマ大統領を国賓として日本に迎えており、日米安全保障協力の推進や尖閣諸島への日米安全保障条約の適用についてオバマ大統領から明言を得るなど、一定の成果を収めた。約2週間の間にアジア太平洋を跨ぐ同盟国アメリカとユーラシア大陸を挟んだ欧州諸国28カ国と首脳外交を展開したことになり、安倍首相が自ら唱道する「積極的平和主義」についての理解が「西側」諸国において深まり、アベノミクスを中心とする経済・財政政策についても一定の評価につながったと言えよう。

日EU間では自由貿易協定 (FTA) であるEPAに加えて、今後の日EU協力を包括的に深める基礎となる「日本・EU戦略的パートナーシップ協定 (SPA: Strategic Partnership Agreement)」交渉を可及的速やかに妥結するよう首脳から指示があった。このSPAは国際政治や安全保障政策面での対話や協力、さらには対途上国支援における協力など幅広い課題を含むものであるが、EUは従来から韓国やカナダ等とのFTAを議論するときにはこれとセットで「政治

協定」としてのSPAを交渉してきている。このSPAはEPAとどのように関連付けられるのか、両者は不可分の一体をなすものなのか、といったリンクの問題はまだ明らかではない。本稿では、このような問題点はあるものの、とりあえずはEPA交渉に焦点を当て、そこに至る過去の経緯と交渉の主要論点、さらには今後の展望などを論じてみたい。なお、欧州側では当該経済協定のことをFTA（自由貿易協定）と呼ぶのがより一般的であるが、本稿ではEPAという呼称で統一することとする。

1 日EU通商関係の歴史——「摩擦・対立」から「協力・協調」へ

日EU関係は、1970年代後半から1990年代初頭まで激しい貿易摩擦を経験した。1973年秋の石油ショックで世界経済は1974—75年に戦後初めてのマイナス成長を記録、エネルギー供給サイドからの締め付けは消費者に省資源・省エネルギー型の耐久消費財への志向を促した。時代は「重厚長大産業」から「軽薄短小型産業」へのシフトを求め、欧米諸国でも家電から自動車までエネルギー効率の優れた日本製品に人気が集まるようになる。その結果、日本側の大幅輸出超過、アメリカやEUの大幅対日輸入超過となり、経済問題は「政治問題化」し、貿易摩擦が頻発した（第1表参照）。

このような対立の歴史の大きな転換点となったのが、1991年7月にオランダのハーグで採択された「日本・EC共同宣言」であった。これは日本と欧州共同体（EC）間で対話と協力を推進していくための、包括的な枠組みを初めて提供するものであった。その10年後、2001年12月には「日本・EU協力のための行動計画」（以下、「行動計画」）が小泉純一郎首相とプロディ欧州委員会委員長の下で採択され、2010年までの10年間を「日欧協力の10年」として政治・経済両面を含む幅広い分野での協力と対話を促進させることが合意された。

こうして日EU関係は「摩擦」から「協力と対話」に大きく転換し、通商紛争はすっかり沈静化する。もちろん通商をめぐる問題が消えてなくなったわけではないが、日EU間バイ協定の枠組みや世界貿易機関（WTO）の紛争解決メカニズムを活用することにより、通商問題が「政治化」する前に解決を見出すことができるようになった。このように日EU関係は「成熟した関係」に発展していったが、他方では「問題ないことが問題」と言われるような状況も生じた。貿易摩擦という嵐が過ぎ去ったあと、やっと順風満帆で沖に出たヨットがすっかり風の吹かない「凪」状態に遭遇したようなイメージである。貿易不均衡が主因で「日本叩き」（Japan “Bashing”）が横行した1980年代に対して、1990年代は「日本問題」（the Japan Problem）が影を潜めた一方で、中国の台頭が世界の注目を集めたことで欧米の関心は「日本通過」（Japan “Passing”）の傾向を強めた。その後バブル崩壊後の長期的景気後退で「日本、恐れるに足らず」（Japan “Nothing”）という声さえ聞こえるようになった。

このような日EU関係を再活性化しようとする動きがまさに2001年12月の「行動計画」であり、日EU双方の産業界の会合である日本・EUビジネス・ダイアログ・ラウンドテーブル（BDRT）²⁾ 発足であった。そして現在、日欧双方は2010年以降の「次の10年」に向けて新たな関係強化の枠組みを模索し始めている。そのひとつが本稿で取り上げているEPAである。では、このEPAについて日欧双方はどのような議論をしたのだろうか。

第1表 年表：日本・EU経済関係の展開

1955年	日本、関税貿易一般協定（GATT）に加盟。英仏など西欧諸国はGATT第35条を援用し、GATT原則の対日不適用を宣言
1955—62年	英仏など対日数量制限を日本との通商条約に規定することでGATT第35条の援用を撤回
1976年	土光敏夫日本経済団体連合会ミッション訪欧。各地で貿易不均衡を批判される
1986年	日米半導体協定、日本の酒税問題などで欧州委員会がGATTに日本を提訴（EC勝訴）
1988年	ECの反ダンピング迂回措置について日本がGATT提訴（日本勝訴）
1991年	「日本・EC共同宣言」
1995年	WTO協定発効、対日数量制限、自動車の自主規制等終了 酒税問題でEUが再びWTOに提訴（EU勝訴）
1999年	「日本・EUビジネス・ダイアログ・ラウンドテーブル」（BDRT）発足
2001年	「日本・EU行動計画」「日欧協力の10年」スタート
2008年7月	BDRTで経済統合協定（EIA）に関する報告書公表
2011年5月	日本・EU定期首脳協議で、EPA交渉の大枠を定めるスコーピング作業の開始に合意
2012年7月	スコーピング作業の終了を受け、欧州委員会として交渉権限を理事会（EU加盟国）に求めることを正式決定
2012年9月	欧州議会国際貿易委員会（ブリュッセル）で日EUEPAについて公聴会
2012年10月	欧州議会本会議（ストラスブール）で日EUEPA交渉を支持する旨決議
2012年11月	EU外相理事会で交渉権限が採択され、日EU間で交渉開始に向けた環境整う
2013年3月	日EU首脳電話会談で交渉開始を決定
2013年4月	第1回交渉会合開催（その後6月、10月、2014年1月、4月と累次交渉）
2014年5月	日EU定期首脳協議で「EPAの早期妥結の重要性を確認」

（出所） 筆者作成。

2 「民間主導」で始まった議論——野心的な日本側、慎重なEU側

そもそものきっかけは、2007年6月にベルリンで開催されたBDRTで日EU間の経済協力関係強化の新たな枠組みについてある合意ができたことにある。その合意とは、日本とEUとの間で両経済を統合する包括的な枠組みおよびその実現可能性について調査研究するために、タスクフォースを設立するという合意であった。その枠組みは当初「経済統合協定」（EIA: Economic Integration Agreement）と呼ばれた。このEIAという呼称には2つの意図が込められていた。ひとつは、従来のFTAやEPAを超える、より包括的で未来志向の経済協定を目指すという野心的なものである。もうひとつは、特にEU側の思惑を反映しているのだが、EUの嫌う関税撤廃を含まない新たな形態の経済協定というやや消極的なものである。いずれにせよ、韓国がEUとのFTA交渉を開始するのを傍観するほかなかった日本産業界にとっては、FTAであろうがEIAであろうが交渉への糸口がつかめただけでも大きな前進であった。

さて、2007年6月のBDRTベルリン会合での提言を受けての日本側の動きは速かった。同年10月には東レ顧問（当時）の大川三千男座長を筆頭に産業界を中心に13名の委員から成る日本側タスクフォースが立ち上がり、事務局機能は日本貿易振興機構（ジェトロ）によって提供されることとなった。筆者もこのチームの末席に加えていただいた。日本側は2008

年2月までに5回の会合を開き「中間報告」をまとめたが、同報告はEIAについてその基本的理念を次のように謳っている。

- (1) 日本とEUは自由、民主主義、法の支配、市場経済など「共通の価値観」を有しており、共に開放的な国際経済システムの維持強化に貢献すべき重要なパートナーであって、双方の産業界は大きな責任を負っている。
- (2) 日本が欧米と、また、EUがアジアとの経済連携強化を打ち出している今日、日EU経済関係を、世界経済への貢献も視野に入れつつ、より緊密な次の段階に推し進める時期がきたと確信している。
- (3) 日本、EU共にイノベーションを軸に国際競争力の強化を目指しており、日EU間の経済統合推進は双方の国際競争力向上に資するものであり、アジアをはじめとする第三国市場での関係強化に寄与する。
- (4) 日EUEIAは、モノとサービスの貿易における高度な自由化をWTOルールに準拠して達成しようとするものであるが、それにとどまらず、WTOでカバーされていない分野での新制度の共同構築などを通じて、環境対策をはじめとするグローバルな課題への取り組みについても世界のモデルとなるような貢献を行なうべきである。

以上のような考え方にに基づき、日EUEIAの柱として次の4項目を提示し、日EU両政府当局にその検討を求めた。

- (1) 世界最高峰のイノベティブ社会の共同構築：特許制度改革、知的財産権保護の執行強化、著作権補償金制度の見直しと適正化、イノベーション促進のための技術標準化に向けた協力、次世代ネットワークに関する協力、人的交流の拡大、異分野技術交流における協力等
- (2) 新次元の環境親和社会の共同構築：環境規制ならびに環境関連ルールの策定・調和に向けた協力、環境親和性物品の関税撤廃、化学物質の管理における相互協力、気候変動・環境対策における相互協力等
- (3) 安全な社会インフラの共同整備：貿易の安全確保、相互承認の対象範囲拡大、生活用品・食品安全についての規則の共通化および協力、電子商取引における個人情報保護等
- (4) 相互の貿易投資環境の改善：関税撤廃、反ダンピング措置運用の適正化、投資交流のさらなる促進、EU域内での安定した法制度環境の実現、日EU間の国境を越えた事業再編の容易化、公正かつ自由な競争の促進、資本市場インフラの整備、租税協定ならびに社会保障協定の締結等

このように日本側タスクフォースはEIAを構成する要素についてきわめて野心的であり、日EU間の経済関係に存在するあらゆる問題を包括的にEIAのなかに盛り込もうとした。上記4本柱のうち、(4)は租税協定や社会保障協定を除けばFTAやわが国が進めてきているEPAの範疇に収まるイシューであるが、(1)から(3)まではそれを超える「共同作業」が必要とされる分野であり、まさに伝統的なFTAやEPAさえも超える「経済統合協定」(EIA)の名に値する内容を提案していたと言っても過言ではなかった。

一般的に作業が迅速かつ順調であった日本側に比べ、欧州側の動きは初動の段階から遅れがちであった。2008年の早い段階で「中間報告」の素案が出来上がっていた日本側に比べ、欧州側はそもそもタスクフォースのメンバーリストさえ提出できない状況であった。座長についてはルノーのエリック・ベルジュラン氏が就任するとの情報に接していたもののタスクフォースの全体像については2月初旬になってもはっきりしていなかった。そして、この座長の人選はすでにEIAの多難な道のりを暗示するものであった。ベルジュラン氏は欧州自動車工業会（ACEA）の要職を占める人であり、ACEAはEUの10%という自動車関税の撤廃に強く抵抗していたからである。

自動車のほかにもプラズマテレビなどの14%という高関税、本来情報通信物品協定（ITA）対象製品であるため関税ゼロになるべき複合機能プリンター等への関税賦課など、EUには保護主義的な関税措置が散見される。日本に対する関税撤廃はありえないというのがEU側の立場であった。関税を議論の対象に含めないことの論拠としてEU側が主張したのは、WTOのドーハ開発アジェンダ（いわゆる「ドーハ・ラウンド」）が重要な局面を迎えているなか、EU、日本という2つの貿易大国が多国間の交渉をさておいて二国間の関税譲許を行なうことはドーハ・ラウンドに悪影響を及ぼすという理屈であった。

関税撤廃を頑なに拒む一方で、2008年3月末にブリュッセルで開催された日本側タスクフォースとの第1回合同会合にEU側が提出したポジションペーパーには、農産品に関する日本側の輸入制限の削減、サービス貿易拡大のための規制緩和、政府調達市場のさらなる開放などドーハ・ラウンドと大いに関係を有するイシューを盛り込んできた。この合同会合で日本側タスクフォースはEU側の主張の矛盾点を指摘するとともに、モノの分野で日EUが進んで関税撤廃を行なうことはドーハ・ラウンドに対してもポジティブなインプットになりうると反論したが、議論は平行線を辿った。

EU側はEIAの実現可能性を検討することがタスクフォースの主たる任務であるはずにもかかわらず、EIAについては明示的な言及を避け、“BETTER REGULATION, BETTER INTEGRATION”（より良い規制、さらなる統合）といったスローガンで産業協力や環境協力などを呼びかけてきた。また、EU側はさらなる関係強化のために閣僚級の「経済連携評議会」（Economic Partnership Council）を提案してきた。この提案は日EU両タスクフォースの合同報告書にも盛り込まれており、このような新たな閣僚級協議体を設置するかどうかはまさに両政府当局の交渉に委ねられることになった。

以上の議論から明らかなように、従来型FTA・EPAを超えるEIAを目指す日本と、関税撤廃というFTAの大前提を排除した「統合」を志向するEU側との間には大きな認識の相違が存在した。その意味で「合同」報告書を作成するプロセスはたいへん困難なものであったことは想像に難くない。

最終的には第2表のような構成になったが、あくまでも日EU双方が合意した分野を短・中期的な取り組み課題と位置付け、そこから議論を始めることになっている。関税問題は「長期的課題」と位置付けられ、日本側が一方的に将来取り上げる余地があるとの理解を示すに終わっている。その後どのような形式の「統合に向けた枠組み」にするかについては

第2表 「日本・EUEIA検討タスクフォース」合同報告の構成と内容

1. 背景 (Background) 日本・EU EIA検討タスクフォースは2007年6月のBDRT提言を受け、EIAの実現可能性の検討を目的に設立された。
2. 報告書の構成 (Structure of the report) 短期的・中期的には具体的な目標に焦点を当てて実現を義務付け、また長期的課題については協議を継続することを提言。
3. 合同報告 (Joint report) a) 日本とEUの貿易関係 日本とEUは共通の課題に直面しているとの認識に立ち、これらに効果的に取り組んでいくために、規制面での協力、イノベーション、環境、安全性、貿易・投資環境の改善の分野での協力強化を提言。 b) 日本・EU双方の関心課題 I. イノベーション V. 規制面での協力 II. 環境 VI. 人の移動 III. 投資 VII. 安全確保 IV. サービス VIII. 公共調達 c) 貿易交渉 日本・EU双方は、WTOドーハ開発ラウンドを成功させるために、継続的な支援を行なうことを確認。二国間の関税撤廃については双方が異なる見解をもつことを認識。非関税障壁 (NTB) に関しては、上述の関心課題に関する協力を強化することが、多大な利益を生む。
4. 次のステップ (Next step) ・双方の閣僚レベルが主導し、関係政府当局と経済団体が参画する協議体を設立することを提言。日本・EU当局に対し、長期的な課題を念頭に置きつつ、上記(3.b)に挙げた、短期的・中期的に成果を実現しうる課題から着手することを要請。 ・毎年のBDRT総会で進捗を検証する機会を設けることを提案。

(出所) JETRO「日本・EUタスクフォース合同報告書」、2008年7月2日 (www.jetro.go.jp/file/report/05001592/05001592_004_BUP.0.pdf)。

閣僚級の協議体で議論するという一方で、いわば政治的イニシアチブに「丸投げ」されたかたちになったのである。

他方で、短・中期的な課題については「拘束力のある」ルールを策定していくとあり、民間セクター間の協力という「拘束力」には必ずしも馴染まないことをどのように実施していくのか、細心の注意を払いながらの議論が続けられることになった。

こうして2008年7月4日、BDRTの佐々木元 (NEC会長、当時)、ジョルジュ・ジェイコブス (UCB [Union Chimic Belge] 会長、当時) 両共同議長によるBDRT提言の両政府首脳への手交式が東京の首相官邸で行なわれた。その機会に、EIAに関する日本・EU各タスクフォースの大川三千男、ベルジュラン両座長からEIAについての合同報告書が提出され、両タスクフォースによる作業について報告が行なわれた。

EIAは2007年6月のBDRTで提案された用語であるが、1年間の議論を経てEU側が関税撤廃を含むEIAは拒否するとの姿勢を貫いたため、次のステップをEIAとして推し進めることはよほど強力な政治的イニシアチブがEU側から発揮されない限り現実的ではないという状況に立ち至った。そのような強力な政治的イニシアチブが発揮されるきっかけは、EUに匹敵する日本の経済パートナーであるアメリカとのEPAに日本が動き出した時以外には考えられない。それが日米二国間のEPAなのか、あるいはアジア太平洋におけるたとえばアジア太平洋経済協力会議 (APEC) ワイドのFTA (アジア太平洋自由貿易圏 [FTAAP]) なのか、とにかく日本とアメリカとの間で何らかの特恵的な経済取り決めが動き出しでもしない限り、EUはその重い腰を上げないことが予想された。そのためには、日本側にも農業市場の開放や農政の再構築など相当の覚悟と準備が必要なことは明白であった。かかる準備の間、

日EU間の新たな閣僚級協議は信頼醸成と協力の深化のために決定的な役割性をもつことになる。実際のところ、2011年以降、当時の野田佳彦政権下で「環太平洋パートナーシップ（TPP）協定」への参加の動きが出て初めて、EUは日EUEPAについて前向きになるのである。

3 EPA交渉開始までの道のり——「スコーピング作業」から交渉まで

その後、閣僚級の協議を実質的に行なう機関として2010年に「合同ハイレベルグループ」（JHLG）が設置され、次官級の実務者協議が行なわれた。その結果として、2011年5月に開催された日本・EU定期首脳協議では「自由貿易協定（FTA）／経済連携協定（EPA）及び政治分野での拘束力を有する協定についての並行した交渉のためのプロセスを開始すること」に合意した。このなかで経済協定ならびに政治協定両方の「交渉の範囲（scope）及び野心のレベル（level of ambition）」を定めるために議論を開始することを決定した。こうした範囲とレベルを決める作業をスコーピング作業（scoping exercise）と呼び、これを可能な限り早期に実施することで合意ができた。これに並行して欧州委員会は、スコーピング作業が順調に行なわれた際にはその結果に基づき、これらの協定交渉のために必要な権限を欧州理事会に求めることとした⁽³⁾。このようにEUはEPA交渉に入るための言わば「予備交渉」としてこのスコーピング作業を提案し、そこで日本側がある程度までEU側の関心事項である非関税障壁や政府調達分野で譲歩の姿勢をみせるまでは本交渉に入らないとする「条件闘争」に打って出たのである。

では、このスコーピング作業ではどのような議論がなされたのだろうか。詳細は公表されていないので不明であるが、日本政府の発表では、物品の貿易（関税撤廃・削減等を含む）、税関手続きおよび貿易円滑化、非関税措置、知的財産、衛生植物検疫措置（SPS）、サービス貿易、投資、自然人の移動、電子商取引、政府調達、競争、紛争処理、協力（産業間対話や環境協力など）などの分野で議論があったとの由である。

EU側はこのなかでも、とりわけ農産加工品の関税撤廃ないしは削減、非関税障壁、鉄道調達を含む政府調達、サービス貿易に関心を示したと考えられている。ほかにもEU側は、化学品や医薬品、医療機器の市場アクセス、食品安全基準の調和化等を求めてきたとされている。他方、日本側はEUが対外共通関税で課している比較的高いレベルの関税の撤廃を求めた。このなかには自動車に賦課されている10%の関税や電子機器に課せられている14%の関税が含まれている。このように日EUEPA交渉の基本構造は、自動車などの関税撤廃を求める日本側と非関税障壁や政府調達で市場アクセスの改善を求めるEU側という形態がすでに「予備交渉」の段階で明らかになっている。

EUにとっては自動車や電気電子製品などはすでに関税ゼロで日本市場に参入しており、EPA交渉をすればEU側が関税撤廃についてはほぼ一方的に譲許することになるわけで、このことがEU側をして日本とのEPAを回避したい最大の要因となっていた。EUにとって8%の自動車関税を有していた韓国とはほぼバランスのとれた譲許ができるが、0%の日本とのEPA交渉がきわめて困難であった背景がここにある。

しかし、日本側にとってはEUとFTAを締結した韓国との競争上の劣後は明白であり、何

としてもEUとのEPA締結にこぎ着ける必要があった。それはちょうど水を飲みたがらない馬を水辺に誘うのに似ていた。スコーピング作業では非関税障壁である程度「目に見える成果」を出すことが日本側に求められていた。このため日本側は、住宅地での自動車修理工場の立地許可に関する規制を緩和して、輸入車のディーラーが修理工場を設置しやすくしたり、一部輸入スポーツカーのエンジンに関する規制を改変することで輸入しやすくしたり、EU側に対する配慮の姿勢を示した。このような日本側の努力が功を奏し、2012年5月にはスコーピング作業の終了が確認され、同年7月には欧州委員会として日本とのEPA交渉の交渉権限（マנדート）をEU加盟国を代表する理事会に求めることを正式に決定した。

その後2012年11月にEU外相理事会で交渉権限が採択され、日EU間で正式交渉開始に向けた環境が整ったことになる。しかし、他方ではEU加盟国28カ国中9カ国がこの決定に留保を付したとの情報もあり、そのなかにドイツやフランスなど主要国が含まれることから、日本にとって交渉の前途は必ずしも楽観できるものではない。

その後さらに調整が行なわれ、最終的には2013年3月に首脳間で電話会談が実施されて、正式に交渉開始が決定された。こうして、2006年にBDRTで提案されたEIAの研究提案から実に7年余りの歳月をかけた日EUEPAの交渉が開始されたわけである。

4 日EUEPA交渉の留意点

(1) 日EUEPAの意義とメリット

日本・EU間でEPAを交渉し締結することに、どのような意味があるのだろうか。まずEUはアメリカとならびわが国にとって重要なグローバル・パートナーであるという点が重要である。より具体的には、民主主義、法の支配、基本的人権、市場原理の重視といった基本的価値を共有していることがある。世界の国内総生産（GDP）の約23%（日本の約3倍）、総人口約5億人（同約4倍）を擁する政治・経済統合体である。日本の2012年の対EU輸出は約6.5兆円、対EU輸入は約6.6兆円であり、わが国の輸出入総額の約10%を占めている。投資の分野でも、対日投資では約4割を占める第1の投資母国であり、また日本からの対外投資ではEUはアメリカ（投資残高で全体の27.5%、2012年）に次いで第2位の投資先（同22.9%）である。このように日本にとっての主要な貿易・投資上のパートナーであることは論をまたない。

第2に、その重要なパートナーとEPA締結を通じて関税撤廃や投資ルールの整備等を行ない、貿易や投資を活発化し、相互に雇用創出、企業の競争力強化等を含む経済成長を推進することは双方の経済にとって有益である。また、EPAは日本企業の欧州市場進出を促進すると同時にEU企業の対日進出、さらには日本をプラットフォームとして欧州企業の対アジア進出をも促進することになる。

第3に、日EUEPAはWTOにもポジティブなインパクトを与える可能性がある。新興5カ国（BRICS）をはじめとする新興国が台頭するグローバル経済において、先進市場経済圏である日EUの間のEPAは、多国間の貿易体制であるWTOにとっても新たなモメンタムを生み出し、世界経済の安定的成長に貢献する。そして、WTOの下での多国間貿易交渉である

「ドーハ開発アジェンダ」の停滞により滞っているグローバルな貿易・投資のルール作りに貢献できる可能性が大きいという点が重要である。

（2） TPP ならびに TTIP との関連性

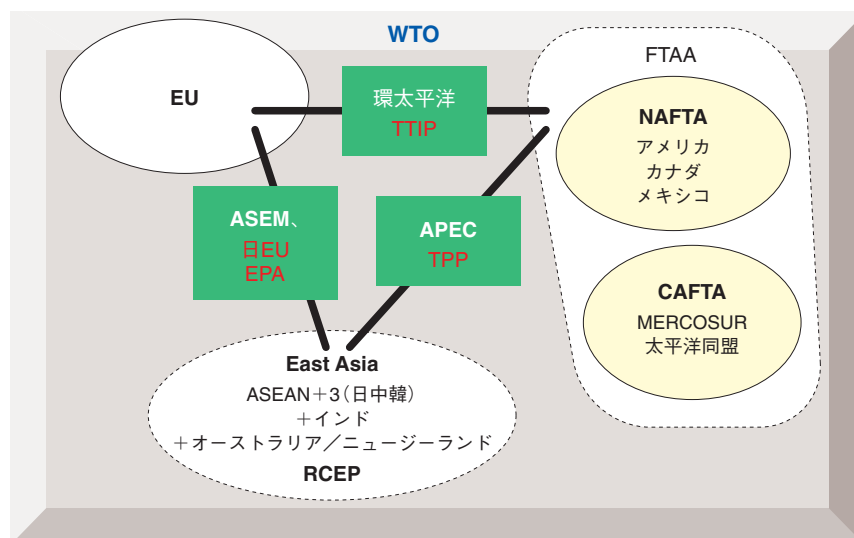
日EUEPAはもちろん日EU双方にとって重要な経済枠組みであるが、それ以上に国際貿易体制にとって将来を左右する可能性を秘めた経済枠組みである。

世界には主に3つの巨大経済圏（これを以下「メガ・リージョン」と呼ぶ）があり、それぞれの地域では程度の差はあるが相当程度の経済統合が進行している。それらは、1958年に6カ国の関税同盟としてスタートし、現在ではほぼ単一の市場として市場統合を完成させたEUを中心とする欧州地域、1994年に発効した北米自由貿易協定（NAFTA）とこれに隣接する中南米諸国からなる米州地域、そして東南アジア諸国連合（ASEAN）10カ国に日中韓3カ国、さらにはオーストラリア、ニュージーランド、インドを加えた東アジア地域の3つである（第1図参照）。

これら3つのメガ・リージョンは、それぞれが3つの地域間協力の枠組みで結ばれている。つまり、東アジアと米州の太平洋に面した諸国とは1989年にスタートしたAPECがあり、東アジアとEUとを結ぶ協力の枠組みとしては1996年に発足したアジア欧州会合（ASEM）が、そしてアメリカとEUとの間には1995年以来「環大西洋市場」（Trans-Atlantic Market Place）などに代表される貿易・投資の枠組みが存在していた。これらの地域間協力の枠組みはそれぞれのメガ・リージョンが内向きの経済統合を進め、相互に閉鎖的な「経済ブロック」になる危険性を未然に回避し、お互いに「チャンスの窓」（windows of opportunity）を開放しておくうえで重要な役割を担っている。

21世紀に入るとその地域間協力の枠組みにまた新たな変化が生じることになる。まずAPECに属している4つの小さいが開放経済の国々が2006年にTPPを開始した⁽⁴⁾。このTPPは高い水準の関税撤廃率と現行WTOを超えるルール作りに象徴される質の高いFTAを目指

第1図 3つのメガ・リージョンと地域間FTA



(注) CAFTA=中米自由貿易協定、MERCOSUR=南米南部共同市場。
(出所) 筆者作成。

している。すでに交渉は20回以上積み重ねられてきており、2013年末の実質合意期限を逸した後も精力的に交渉が進められている⁽⁵⁾。

2つ目はこのTPPに刺激されたかたちで米EU間において交渉されるようになった「環大西洋貿易投資パートナーシップ」(TTIP: Trans-Atlantic Trade and Investment Partnership)である。両地域は貿易・投資の両面においてすでに高いレベルの相互浸透を実現しているが、さらなる規制の収斂や調和化を目指す21世紀型のFTAとして位置付けられている。関税などの国境措置よりも両地域の「規制の凝集性」(regulatory coherence)を実現することにその主眼があると見えよう。

そして3つ目が本稿の主題である日EUEPAである。東アジアとEUとの間にはすでに2011年に発効した「韓国EUFTA」があるが、やはり世界最大の貿易パートナーであるEUと世界経済第3位の日本とのEPAはそのインパクトが断然大きい。

世界のGDPに対する割合でみるとTPPは約38%、TTIPは約46%、日EUEPAは約31%を占める。これらの地域間FTAをその規模の大きさから「メガFTA」と呼ぶこととするが、その共通点としては、①関税撤廃率を高め、高水準の市場アクセスを実現すること、②投資や競争政策、政府調達など「ドーハ・ラウンド」でできなかったルール交渉を行なうこと、③規制の収斂や調和化を目指すこと一等を挙げることができる。

このようにアメリカ、EU、そして日本がそれぞれ他の2つの貿易・投資のパートナー国・地域とほぼ同様のアジェンダについて同時に交渉しているということはこれまでの通商の歴史においても例がなく、これが成功裡に進めば、1994年にウルグアイ・ラウンドがまとまった時以来止まってしまっている新たな通商ルール作りに大きなインパクトとなる可能性がある。その一角を占める日EUEPAはこの観点からもきわめて重要なのである。

(3) 欧州議会の関与

EUとの通商協定やそのための貿易交渉を考える際には欧州議会の関与も十分に勘案されなければならない。当初は単なる諮問機関にすぎなかった欧州議会であるが、1993年に発効したマーストリヒト条約以降、2009年12月に発効したリスボン条約に至るまで累次のEU設立条約によりその権限が強化されてきている。具体的にはEPA交渉の開始に当たっては欧州議会の承認は必要ではないが、EPAなど経済協定が発効するに際しては欧州議会の承認が不可欠の要素となっている。

欧州議会はとりわけ人権や環境に対する関心が高く、日本側としても欧州議会との関係を交渉プロセス進行中から良好に保つ必要がある。特に「国際貿易委員会」はより専門的に通商問題にかかわることから、この委員会には格別の注意を払うべきであろう。同委員会のモレイラ委員長（ポルトガル選出）はすでに3度日本を訪問しており、同委員会のメンバーを同道して訪日したこともある。せつかく少しずつ日本を知り、日本に親しみをもつようになった欧州議会議員たちも2014年に実施される選挙によって議席を失う可能性もある。選挙後、新しい国際貿易委員会のメンバーの対日理解を深めることは重要な課題である。

結びにかえて

1970年代後半から1990年代まで続いた激しい「日欧貿易摩擦」を知る者にとって日本とEUがEPAを交渉しているということ自体がにわかには信じ難いくらい時代の変化を感じる。本稿では日EU EPA交渉に至るその準備過程を紹介したが、交渉自体はこれからがいよいよ正念場である。これまで日EU双方で積み上げられてきた信頼醸成に向けた努力を基礎として、そのうえに法的拘束力で権利と義務のバランスを互いに確保した包括的な協力体制の構築を切望するものである。

- (1) 外務省ホームページ (http://www.mofa.go.jp/mofaj/erp/ep/page18_000294.html)。「日欧EPA 早期に妥結 首脳が確認」『日本経済新聞』2014年5月8日。
- (2) BDRTは、1999年6月に「日欧産業人ラウンド・テーブル」と「日本・EUビジネスフォーラム」が合併して発足した。1999年10月から2007年7月まで10回、東京とブリュッセルで交互に本会合(plenary)を開催してきた。日欧財界トップ約50人で構成し、政策立案に効果的な提案を行なうことを目的とし、討議の結果を踏まえて「共同提言書」を日欧首脳に提出することが慣例となっている。
- (3) 外務省ホームページ (http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/eu/shuno20/press_k.html)を参照。
- (4) ブルネイ、チリ、ニュージーランド、シンガポールの4カ国で、2002年に交渉を開始し、2006年に発効した。2014年5月の時点ではアメリカや日本を含め12カ国が参加している。
- (5) TPPの現状については、本誌掲載馬田論文を参照されたい。渡邊頼純『TPP参加という決断』(ウェッジ、2011年)もTPPの基本を知るうえで参考になる。